

九州工業大学禁煙ポリシー

令和元年 7 月 3 日 学長裁定

国立大学法人九州工業大学は、全ての学生・教職員並びに来学者の疾病予防、健康維持・増進、快適な環境づくりを目的として、ここに禁煙ポリシーを定め、行動規範とする。

1. 対象者

本ポリシーは、学生・教職員及び本学のキャンパス内に立ち入る全ての者を対象とする。

2. 喫煙の範囲

本ポリシーにおける喫煙とは、紙巻きタバコはもとより、加熱式タバコ、電子タバコ、無煙タバコ等と称するいわゆる新型タバコ全ての使用を含むものとする。

3. 健康障害への認識と行動の規範

学生・教職員は能動喫煙並びに受動喫煙の心身に及ぼす重大な健康障害について十分に正しく認識した上で行動する。

4. 受動喫煙防止

学生・教職員は、喫煙が許される場合であっても、周囲の者（特に妊産婦・児童）に対して受動喫煙の害が及ばないように十分に配慮する。

学生・教職員は、学外の店舗等において会合等を催す際には、参加者に受動喫煙の害が及ばないように十分に配慮する。

5. キャンパス内全面禁煙

本学キャンパス敷地内は全ての場所（自動車内を含む）において喫煙しないものとする。

本学キャンパスには学生寮・職員宿舎・関連施設（長陽山荘、仙水荘等）も含まれ、建物内・ベランダも含め喫煙しないものとする。

6. キャンパス周辺の禁煙

本学キャンパス周辺（特に校門・民家・店舗の近く、道路等）では喫煙しないものとする。

7. 職員の勤務時間中の禁煙

教職員はキャンパス内外を問わず、勤務時間中は喫煙しないものとする。

8. ポイ捨て禁止

学生・教職員は、キャンパス内外を問わず、タバコ吸い殻・空き箱等をポイ捨てしない。

9. 喫煙勧誘の禁止

学生・教職員は、他人に対して喫煙を勧めない、誘わない、禁煙を妨げない。

10. 禁煙推進

本学は、保健センターを中心に学生・教職員に対して禁煙並びに受動喫煙防止にかかわる教育・啓発・相談・支援を積極的に推進する。